

鳥取労働局発表  
平成30年10月19日(金)

担 当	鳥取労働局 労働基準部監督課
	課長 宮崎 健治 過重労働特別監督監理官 平井 美敏 電話 0857-29-1703

## 11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

～過重労働の撲滅に向けた重点監督、ベストプラクティス企業への訪問等を実施～

鳥取労働局（局長 <sup>まるやま よういち</sup>丸山 陽一）では、過重労働の撲滅に向けて重点監督などの取組を推進する「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

「過重労働解消キャンペーン」では、過労死等防止対策推進法に基づく11月の「過労死等防止啓発月間」を中心に、

- ・ 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催
- ・ 鳥取労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

などを実施して周知・広報を行うこととしています。

### 【過重労働解消キャンペーンの概要】

#### 1 キャンペーン期間

平成30年11月1日(木)～ 30日(金)

#### 2 実施事項

##### (1) 重点監督を実施します

過重労働の撲滅に向けて、長時間労働が疑われる事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して、集中的な監督指導を実施します。

##### (2) ベストプラクティス企業を訪問します

鳥取労働局長が長時間労働削減、年次有給休暇の取得促進に積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により広く地域に紹介します。

訪問企業 米子王子紙業株式会社

米子市吉岡373 [王子製紙株式会社 米子工場内 (☎ 0857 - 27 - 4922)]

日 時 平成30年11月12日(月) 13時30分～

##### (3) 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します

日 時 平成30年11月19日(月) 13時30分～15時45分(受付13:00～)

場 所 とりぎん文化会館 第一会議室 (鳥取市尚徳町101-5)

## 参考：過重労働解消キャンペーンの詳細

### 1 キャンペーン期間

平成30年11月1日（木）から30日（金）

### 2 実施事項

#### （1）重点監督を実施します

労働局等への各種届出や労働局等が把握する情報から、長時間労働や賃金不払残業が疑われる事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して、集中的な監督指導を実施します。

重大・悪質な法違反が認められた場合には、送検を行い、又は紹介の保留を行うなど、厳正に対処します。

#### （2）ベストプラクティス企業を訪問します

鳥取労働局長が長時間労働削減、年次有給休暇の取得促進に積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により広く地域に紹介します。

訪問企業 米子王子紙業株式会社

米子市吉岡373 [王子製紙株式会社 米子工場内（☎ 0857 - 27 - 4922）]

日 時 平成30年11月12日（月）13時30分～

（年次有給休暇取得促進優良企業として表彰も行われます。）

#### （3）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンに先立ち、鳥取働き方改革推進会議（10月24日（水）鳥取労働局4階大会議室において開催）において労使等関係団体 に協力要請を行います。

長時間労働の削減・年次有給休暇の取得促進等「働き方改革」に向けた取組について、要請先団体を通じて県内に周知啓発するほか、鳥取労働局・労働基準監督署・ハローワークが実施する説明会、訪問支援などでも御協力をお願いします。

協力要請団体

：鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、  
鳥取県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会鳥取県連合会（連合鳥取）、  
鳥取県労働基準協会、鳥取県社会保険労務士会 など

#### （4）過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します

日時 平成30年11月19日（月）13時30分～15時45分

場所 とりぎん文化会館 第一会議室 （鳥取市尚徳町101-5）